

友の会ライフ保険(75歳型)

(リビング・ニーズ特約、代理請求特約[Y] 付集団月掛扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

保障の内容・特長

- ご加入者が**死亡・高度障害**となられた場合、死亡・高度障害保険金として**一時金200万円**が支払われます。

死亡・高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

200万円

《リビング・ニーズ特約》余命6ヵ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

- 75歳まで継続加入できます。**

加入日からご加入者が75歳になられた直後の契約応当日の前日までです。

(ただし、年齢は保険年齢です。)

※お支払事由に該当し、保険金をお支払いした場合には、その保障は終了します。

※死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

保険料について

この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。

令和7年11月1日時点の保険料は、総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。令和8年11月1日以降は実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。)